


発行元  社会福祉法人 芳清会  
 特別養護老人ホーム - ショートステイ -  
 〒350-1172 埼玉県川越市大字増形164番地  
 電話 (049)247-7311(代) <http://www.houseikai-y.jp/>

# 八瀬の里 ショートステイ だより



## 9月の主なスケジュール

- \* 理美容サービス:9/4(木)午前&9/22(月)午前
- \* 歯科受診サービス:毎週月曜日の午後&金曜日の午後
- ※休診日…9/15(月)
- \* 敬老会:9/7(日)午前10:30~11:30

## 介護保険のゆくえ

### これからの介護保険と在宅介護

先の5月14日に衆議院で「医療・介護一括法」が可決し、参議院の論議に入っている。6月中には可決の方法である。しかし、障害者自立支援法や後期高齢者医療が、ともに方の成立施行から見直しが行われている。今回の改定が要介護者や家族にもたらす問題を明らかにしていくことが今問われている。

「要支援の入浴介助は自費か?送迎はできるか?」  
 厚生労働大臣は、「要支援者はADL(食事・排泄・着脱衣・入浴・移動・寝起き等)は自立しているが、IADL(手段的日常生活動作)電話・支払い・服薬管理・食事の準備・洗濯・買物・手続き等)ができない人」と国会で答弁したが、外出には人手が必要で車椅子の人や入浴が1人でできない人は要支援2には多くいる…。今でも要支援でデイサービスにいけない人は、自費で自宅ヘルパーから入浴介助を受

けている。…となれば、自費が支払えない人は入浴を控えたり諦めるのだろうか?  
 「要支援の訪問介護は無資格者やボランティアで対応できるか?」

要支援者への訪問委託費は従来より下げられる。そうならば、人材不足の訪問介護では当然無資格者が対応することになる。サービスの質が心配なところだ。  
 自費が払えない人や家族が負担できない人は、市町村が責任を持って対応できるだろうか?介護保険の利用者によるサービスの選択性は絵に描いた餅になる。  
 「特養待機できない要介護1と2の17万8千人はどうするか」  
 2013年3月に厚生労働省は、特養待機者52万人のうち、要介護1と2が17万8千人で、自宅で待機している人が10万7千人と公表した。  
 90歳過ぎの老衰や認知症がある要介護2の人はどこに行



くのだろうか。

NHKの調査は、認知症の徘徊者が年間1万人で351人が死亡、2008人が2012年末時点でも行方不明という現状である。果たして、最も困難な人が救われる介護保険制度と成り得るのか?今回の改正の、ゆくえ、として、「軽度だから…」と在宅サービスや特養待機者の内、排除される人の行き場がなくなり、悪化や家族の負担が目に見えている…。

今後の社会情勢として、人口減少社会が加速する一方で労働人口と高齢者人口のバランスが大きく変わる時がやってくる…。介護保険における問題に限らず、医療・福祉分野や社会保障の問題へと広範囲かつ複雑な多様な問題が起こるだろう…。(シルバー産業新聞連載27を一部引用・参考)

## この暑さはいつまで続く!?

気象庁の3ヶ月予報(9月~11月まで…)

9月…気温は平年より高く、厳しい残暑を予想!9月に入っても**高温多雨は続く**…

10月…気温は全国的にやや高く、太平洋高気圧が通常より北寄りのため**残暑が続く**…

11月…北からの寒気が次第に南下し、気温は北日本・東日本・西日本は平年並みで、沖縄・奄美は平年よりもやや高いと予想されている…(あくまで予想です)



名前:大澤 紫苑(おおさわ しおん)

\*セールスポイント\*

丁寧に・真摯に対応いたします!  
 宜しく願い致します。

## スタッフ紹介